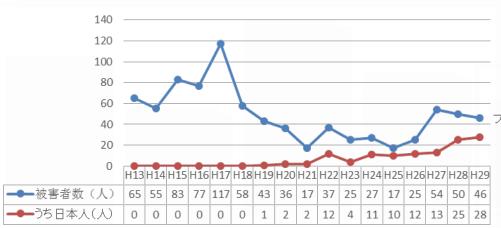
「人身取引対策に関する取組について」(年次報告)の概要 ~「人身取引対策行動計画2014」に基づく取組状況~

1 人身取引の実態把握の徹底

(1) 人身取引被害者の状況



【国籍(単位:人)】
- ブラジル 1 モンゴル 1
- ベトナム 1
- フィリピン 7
- タイ8

日本 28

〇 46人を保護(前年比-4人)

〇 性別: 女性45人、男性1人

〇 国籍: 日本人が過去最多の28人(約6割)

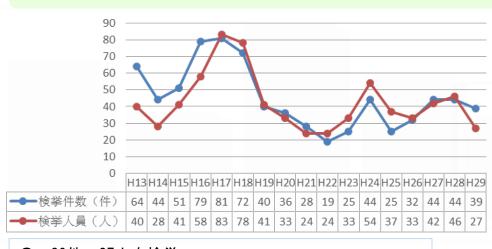
〇 外国人: 「短期滞在」で入国した者が最多

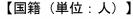
〇 児童: 7人(うち日本人が6人)

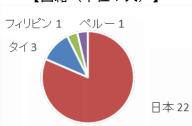
【外国人(18人)の入国時等の 在留資格(単位:人)】



(2) 人身取引被疑者の状況







○ 39件、27人を検挙

O 性別: 男性22人、女性5人

〇 国籍: 日本人が22人(約8割)

〇 職業: 風俗店等関係者が13人(約5割)

○ 20人を起訴(17人は有罪が確定、3人は公判係属中)

2 人身取引の防止

- O 29年11月、技能実習生に対する人権侵害行為等の禁止規定を設けた「技能実習法」が 施行。相談・申告への対応、転籍の連絡調整等により、技能実習生を保護。
- 〇 「外国人建設就労者受入事業」「国家戦略特別区域家事支援外国人受入事業」に おける管理・監督体制の構築、苦情・相談窓口の設置等により、外国人材を保護。

3 人身取引被害者の認知の推進

- 警察、入国管理局等に被害申告を呼び掛ける9か国語記載のリーフレットを作成し、 関係機関、NGO等に配布するとともに、不動産業関連団体等に対し、活用を依頼。
- 入国管理局、法務局・地方法務局、労働局等に設置している外国人の相談窓口や相談 ダイヤルについて、外国語での対応を推進。

4 人身取引の撲滅

- 〇 人身取引事犯の取締りを徹底するとともに、人身取引が潜在するおそれのある売春 事犯、児童買春・児童ポルノ事犯、外国人労働者の雇用関係事犯の取締りを推進。
- O 29年中に策定した「子供の性被害防止プラン」及びいわゆるアダルトビデオ出演強要問題等に関する対策に基づく取組を推進。
- 「コンタクトポイント会議」の開催等により、外国関係機関との連携を強化。

5 人身取引被害者の保護・支援

- 〇 入国管理局では、保護した外国人被害者の立場に配慮 し、在留資格の変更、在留特別許可等を実施。
- 婦人相談所では、被害者を一時保護し、衣食住に加え、 通訳支援、必要に応じた医療サービス等を提供。
- 国際移住機関(IOM) は外務省からの支援に基づき、 入国管理局等と連携し、外国人被害者の帰国支援等を実施。

6 人身取引対策推進のための基盤整備

- 〇「国際組織犯罪防止条約」・「人身取引議定書」を締結。
- 政府関係機関等では、東南アジア諸国に対し支援を提供。
- 〇 政府広報の活用、地方公共団体、空港・港湾等に 対するポスターの配布等により、広報啓発を推進。
- NGOからの情報提供を端緒とし、人身取引事犯を検挙。

【ポスター(内閣府)】

